

○福岡県青少年科学館条例

平成元年十二月二十二日

福岡県条例第三十七号

福岡県青少年科学館条例をここに公布する。

福岡県青少年科学館条例

(設置)

第一条 青少年の科学に関する知識の普及啓発を図り、もって創造性豊かな青少年の育成に寄与するため、福岡県青少年科学館（以下「科学館」という。）を設置する。

2 科学館は、久留米市に置く。

(利用の承認等)

第二条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）第三条から第六条まで及び第九条の規定は、科学館の利用の承認等について適用する。この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に関し委任を受けた者」とあるのは「指定管理者」と、第六条第一号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（平一七条例四二・一部改正）

(指定管理者による管理)

第三条 科学館の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 一 科学館の利用の許可に関する業務
- 二 科学館の施設の維持及び保守に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

（平一七条例四二・全改）

(指定管理者の指定の手続)

第四条 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から科学館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を指定

管理者として指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、科学館の効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理ができるものであること。
 - 三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
 - 四 その他教育委員会が科学館の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項
- 3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及び指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(平一七条例四二・追加)

(秘密保持義務)

第五条 指定管理者及び科学館の管理に関する業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、科学館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(平一七条例四二・追加)

(利用料金)

第六条 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。

- 2 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 3 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。
- 4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。
- 5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をその収入として収受するものとする。
- 6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、科学館を利用する者は、利用料金を納付しなければならない。
- 7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平一七条例四二・追加)

(協議)

第七条

この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、教育委員会と指定管理者が協議して定める。

(平一七条例四二・追加)

(教育委員会規則への委任)

第八条

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平一七条例四二・旧第四条繰下)

附 則

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年条例第四二号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3

この条例による改正前の福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例、福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例、福岡県平尾台自然観察センター条例、福岡県産炭地労働者体育施設条例、福岡県立勤労青少年文化センター条例、福岡県立あまぎ水の文化村条例、福岡県国際文化情報センター条例、福岡県立飯塚研究開発センター条例、福岡県漁港管理条例、福岡県立森林公園条例、福岡県緑化センター条例、福岡県建設技術情報センター条例、福岡県都市公園条例、福岡県営住宅条例、福岡県立久留米スポーツセンター条例、九州歴史資料館条例、福岡県立体育・スポーツ施設条例及び福岡県青少年科学館条例の管理の委託に係る規定及び処分その他の行為に係る規定は、平成十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

附 則 (平成一九年条例第三〇号) 抄

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年条例第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二七年条例第六三号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第五号）抄

(施行期日)

第一条 この条例は、令和元年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表（第六条関係）

（平一七条例四二・追加、平一九条例三〇・平二六条例七・平二七条例六三・令元条例五・一部改正）

区分		単位	プラネタリウム		常設展示	
			個人	団体	個人	団体
金額	一般	一人一回につき	六八〇円	四五〇円	四五〇円	三四〇円
	児童・生徒等	一人一回につき	三四〇円	二三〇円	二三〇円	一七〇円

備考

一

「児童・生徒等」とは、四歳以上の幼児、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。

二 「一般」とは、児童・生徒等及び四歳未満の幼児以外の者をいう。

三 「団体」とは、責任ある代表者に引率された三十人以上の集団をいう。

四 四歳未満の幼児は、無料とする。